

# 令和7年度(2025年度) 带状疱疹予防接種費助成制度のお知らせ

入院や施設入所など、八王子市と契約のない医療機関でも、事前手続きを行うと予防接種が受けられます。  
その際、医療機関に支払った接種費用は、交付申請により助成金でお返しします。

## 【接種の期間】

令和7年(2025年)4月1日 ~ 令和8年(2026年)3月31日

## 【助成を受けることができる方】

接種日当日に八王子市に住民登録があり、これまでに带状疱疹ワクチン(生ワクチン1回、または不活化ワクチン2回)を受けたことがない方で、次のいずれかに該当する方。

- 定期接種
  - (1) 令和7年度内に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳を迎える方。101歳以上の方。
  - (2) 接種当日に60～64歳になる方のうち、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害をお持ちの方として、厚生労働省令で定める方（身体障害者障害程度等級表1級）
- ◆特別接種
  - (1) 接種当日に50～64歳の方
  - (2) 令和7年3月31日までに「带状疱疹予防接種券」を申し込んだ方

## 【助成金額】

医療機関に支払った費用のうち、自己負担額（生ワクチンの場合3,960円、不活化ワクチン11,000円）を差し引いた額について、市が定める助成限度額（表）の範囲内で助成金をお支払いします。  
市内の指定医療機関で接種した場合も同様の自己負担額になります。

## 【手続きの流れ】

- 1 予防接種担当に接種券の発行を依頼し接種券を受け取る
- 2 予防接種依頼書発行申請書に必要事項を記入  
下記の窓口へ提出（郵送可）  
※電子申請の場合は申請書の提出は不要。
- 3 予防接種依頼書・予診票・助成金交付申請書類を受領  
※医療機関に予約。依頼書による接種であることを伝える。
- 4 接種券・予防接種依頼書・予診票・本人確認書類（マイナンバーカード等）  
を医療機関に持参して接種  
接種費用を支払い、領収書・予診票（市提出用）・接種済証を受け取る。  
※接種券が貼付されていない予診票は助成の対象外となります。
- 5 下記の窓口へ助成金交付申請を提出（郵送可）  
※提出期限は接種日の翌日から1年以内。

## 【提出書類】

- ①予防接種費助成金交付申請書類（2枚）
- ②領収書（原本。ワクチンの料金明細のわかるもの）
- ③予診票（市提出用。接種券のシールが貼付されていること）  
※生活保護利用者は、生活保護受給証明書を提出。  
※中国残留邦人等支援給付受給者は、中国残留邦人等支援給付受給証明書を提出。  
※接種済証は提出せず、ご自身で保管してください。

## 6 助成金交付決定後、指定口座へ振込

※書類審査→助成金交付決定→申請者へ通知→口座振込

## 【健康被害救済制度】

万が一、予防接種の副作用により重篤な健康被害が発生し、認定された場合は以下の制度に基づき給付が行われます。  
定期接種：予防接種法      特別接種：（独）医薬品医療機器総合機構法規定

## 【窓口】

〒192-0046 八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟5階  
八王子市保健所 健康づくり推進課 予防接種担当 ☎ 645-5102／FAX 644-9100

| (表) 助成限度額         |                        | (税込)       |
|-------------------|------------------------|------------|
| 予防接種の種類           | 接種費の助成限度額              | 予診のみの助成限度額 |
| 带状疱疹<br>(生ワクチン)   | 5,335円                 | 3,366円     |
|                   | 生保利用者等助成限度額<br>9,295円  |            |
| 带状疱疹<br>(不活化ワクチン) | 11,550円                | 3,366円     |
|                   | 生保利用者等助成限度額<br>22,550円 |            |

※ 薬価改正等により、助成限度額に変動が生じる場合があります。

【助成金額の例】

〈生ワクチン〉

・接種費用が7,500円の場合、自己負担額 3,960円を差し引いた残り3,540円を助成

・接種費用が10,000円の場合、自己負担額 3,960円を差し引いた残りは6,040円ですが、助成限度額の5,335円を助成

〈不活化ワクチン〉

・接種費用が22,000円の場合、自己負担額 11,000円を差し引いた残り11,000円を助成

・接種費用が25,000円の場合、自己負担額 11,000円を差し引いた残りは14,000円ですが、助成限度額の11,550円を助成

助成対象とならないもの（助成金支払いなし）

・接種日から1年を超えての助成金交付申請提出

・接種費用が助成限度額を超えた分の費用

・接種内容や医療機関の変更手続きをせずに受けた接種

・規定回数超えや間隔不足などの誤りのあった接種

・接種当日に八王子市に住民登録がないことが判明した場合

・接種券、依頼書、八王子市の予診票を使用せずに受けた接種

